



各 位

平成 27 年 3 月 3 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代 表 者 代表取締役 宮嶋 淳
(J A S D A Q ・ コード 6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 0 3 - 3 4 4 9 - 3 9 3 9

(訂正)「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び
第 5 回新株予約権譲渡」に関する訂正のお知らせ

当社が公表しました平成 27 年 2 月 27 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債買戻し及び第 5 回新株予約権譲渡に関するお知らせ」につきまして、ロックアップ誓約条項違反に係る当社認識に誤りがあり説明が不十分でありましたので、下記のとおり訂正いたします。

訂正箇所は、_____で表示してあります。

【訂正前】

1. 本社債に関し、買戻しを行った経緯

当社は、平成 26 年 11 月 4 日に Oak キャピタルに対し本社債を発行しておりますが、本社債に関して本社債発行概要第 14 条 (4) 任意買入消却に基づき、本新株予約権譲渡先である WKI の意向により Oak キャピタルに買戻し請求を行い残存する本社債 1 億円を第三者からの借入金により平成 27 年 2 月 27 日に買戻いたしました。なお、本社債の新株予約権は同日消却いたしました。

2. 本新株予約権に関し、譲渡承認を行った経緯

当社は、平成 26 年 11 月 4 日付「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 5 回新株予約権に係る払込完了に関するお知らせ」にて公表のとおり、本新株予約権 46,704 個を Oak キャピタルに割り当てております。

当社が本新株予約権の割当てにおいて、割当先として Oak キャピタルを選定いたし

ましたのは、当社の100%子会社である SOL ASIA HOLDINGS PTE, LTD.が展開しますインドネシア、タイ、シンガポールにおけるスーパーソルガム事業に対する事業方針にご理解とご賛同を得たことによりますが、その後、Oak キャピタルから本新株予約権を上記2社に対して譲渡したいとの申し出を受けました。

【訂正後】

1. 本社債に関し、買戻しを行った経緯

当社は、平成26年11月4日にOakキャピタルに対し本社債を発行しておりますが、本社債に関して、当社とOakキャピタルとの間で締結した本社債引受契約書及び第5回新株予約権引受契約書のロックアップ誓約条項に抵触したことにより、別途合意した合意書（平成27年2月26日付）に基づきOakキャピタルより残存する本社債1億円を第三者からの借入金により平成27年2月27日に違約金と合わせ合計2億円（本社債買戻し1億5千万円／ロックアップ条項①当社株式の買取に代えて違約金5千万円）で買戻しを行い、本社債の新株予約権は同日消却いたしました。

なお、当社とOakキャピタルとの間で締結された、『株式会社 SOL Holdings 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書』ならびに『総数引受契約（第三者割当により発行される募集新株予約権の総数引受契約）』のロックアップ条項にかかわる誓約条項は以下の通りです。（契約書より抜粋）

【株式会社 SOL Holdings 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書、第8条ロックアップにかかわる誓約条項】

第8条 発行会社は、本契約（株式会社 SOL Holdings 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書）の締結日以降、（イ）払込期日から6か月間が経過した日又は（ロ）未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれかの早いほうの日までの間、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下、同じ。）の発行（ただし、株式分割を含まない。以下、同じ。）又は交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、同じ。）又はこれに関する公表（ただし、本契約締結時点で既に発行されている新株予約権に係る公表を除く。以下、同じ。）を行わない。

2. 前項に加えて、発行会社は、払込期日から6か月間が経過した日以降、（イ）さらに6か月が経過した日又は、（ロ）未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早いほうの日までの間、割当先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権に係る転換価額を下回る価額での対象有価証券の発行または交付もしくは処分またはこれに関する公表を行わない。

3. 本条にいう「対象有価証券」とは、発行会社の普通株式並びに発行会社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、発行会社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権及びこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、本新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、並びに発行会社が割当先と本契約の締結と同日付で締結する総数引受契約書に基づく株式会社 SOL Holdings 第5回新株予約権の発行並びに当該新株予約権の行使に基づく普通株式の発行及び交付を除く。

4. 発行会社が本条第1項又は第2項に違反した場合には、割当先からの請求に従って、発行会社は以下の各号を行わなければならない。

①当該違反時点において割当先が保有する発行会社の株式（本新株予約権の行使により発行又は交付された発行会社の株式を含む。）を本新株予約権に係る転換価額の150%相当額にて割当先から買い取る。

② 当該違反時点において割当先が保有する本社債を本件発行価額の150%相当額にて償還する。

【総数引受契約（第三者割当により発行される募集新株予約権の総数引受契約）第9条ロックアップに係る誓約条項】

第9条 「発行会社」は、本契約（総数引受契約（第三者割当により発行される募集新株予約権の総数引受契約））の締結日以降、（イ）払込期日から6か月間が経過した日又は（ロ）本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれかの早いほうの日までの間、「引受先」の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下、同じ。）の発行（ただし、株式分割を含まない。以下、同じ。）又は交付もしくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、同じ。）又はこれに関する公表（ただし、本契約締結時点で既に発行されている新株予約権に係る公表を除く。以下、同じ。）を行わない。

2. 前項に加えて、「発行会社」は、払込期日から6か月間が経過した日以降、（イ）さらに6か月が経過した日又は、（ロ）本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早いほうの日までの間、「引受先」の事前の書面による承諾を受けることなく、「本新株予約権」に係る転換価額を下回る価額での対象有価証券の発行または交付もしくは処分またはこれに関する公表を行わない。

3. 本条にいう「対象有価証券」とは、「発行会社」の普通株式ならびに「発行会社」の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株

予約権付社債、発行会社株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を「発行会社」の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)をいうが、「発行会社」及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権ならびにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、「発行会社」が「引受先」と本契約の締結と同日付で締結する株式会社 SOL Holdings 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに当該新株予約権の付された新株予約権の行使に基づく普通株式の発行及び交付を除く。

4. 「発行会社」が本条第1項乃至第2項に違反した場合には、「引受人」からの請求に従って、「発行会社」は以下の各号を行わなければならない。

(1) 当該違反時点において「引受人」が保有する「発行会社」の株式（「本新株予約権」の行使により発行又は交付された「発行会社」の株式を含む。）を「本新株予約権」に係る行使価額の150%相当額にて「引受人」から買い取る。

(2) 当該違反時点において「引受人」が保有する「本新株予約権」を、「本新株予約権」に係る払込価額の100%相当額にて「引受人」から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額を「引受人」に対し支払う。

2. 本新株予約権に関し、譲渡承認を行った経緯

当社は、平成26年11月4日付「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第5回新株予約権に係る払込完了に関するお知らせ」にて公表のとおり、本新株予約権46,704個をOakキャピタルに割り当てております。

当社が本新株予約権の割当てにおいて、割当先としてOakキャピタルを選定いたしましたのは、当社の100%子会社であるSOL ASIA HOLDINGS PTE, LTD.が展開しますインドネシア、タイ、シンガポールにおけるスーパーソルガム事業に対する事業方針にご理解とご賛同を得たことによりですが、その後、当社がOakキャピタルに対し、本新株予約権の譲渡先としてNSI、WKIの2社を紹介し、Oakキャピタル並びに当社が価格条件面含め2社と交渉した結果、Oakキャピタルから本新株予約権を上記2社に対して譲渡する旨の連絡を受け、本新株予約権の譲渡承認請求がありました。

注1) NSI・・・The New Strategic Investments Private Limited

注2) KWI・・・White Knight Investment Limited

以上